

選挙大干渉の政治史的考察（3）

春 田 国 男

A Consideration on “Senkyo-Daikansho”
in Terms of Political History (3)

Kunio HARUTA

一

「東京日日」といえば、明治5年に創刊された、日本最初の近代的新聞である。主筆となったのは福地源一郎であり、かつての150俵3人扶持の幕臣は、維新後みごとに転身して、文明開化のシンボルたる新聞の担い手となった。はなやかな文章の才能とあわせて、処世術にもたけた福地は、新政府とりわけ伊藤博文に食いこんで、またたくうちに「東京日日」を大新聞へと押しあげる。しかしその反面、〈御用新聞〉の汚名も受けて、明治20年代に入ったころには、発行部数では東京の新聞界の下位を低迷するようになった。ちなみにこの25年当時、トップの売上げを誇ったのは、これまで何度か引用した「読売」である。

だがそれでも、政府支持の論調と政府の後ろ盾あつての「東京日日」の性格には変わりが無い。第二回総選挙を目前にしたこのころ、民主党排撃の記事が、しきりと掲載されるようになった。1月6日、「散録」と一見軽いタッチをよそおいながら、中身は相当に刺激的な、つぎのような記事を「東京日日」は一面に掲載した。

●自称民主党員其両親に本心を明すの書

新年之御吉慶目出度申納候。先以て尊大人並に母上様、益御機嫌能御越年被成奉敬賀候。次に拙子儀恙無加馬令候篠、御省念可被成下候。陳者拙子儀兼而御両親の御教訓

を相守らず、血氣に任せ、面白半分自由改進黨の仲間に加はり、大切の御家財を過半遣ひ棄てて、漸く議員に当選致し（中略）去年25日の暮過ぎ、衆議院解散の令出で、実に愕然胆玉をぶッ潰し候。尤も拙子ども民黨の致し方、余り乱暴過ぎて理も非もなく政府に抵抗を試みたるには相違無之、此れが昔ならば首の一つや二つは斬られかねぬほどの事に候得ども、立憲政治の有り難きは何程論を吐散し、無茶に威張り廻りても政府に於て勘弁して呉れるから、まだよからうよからうと図に乗て、予算案といふ國家の勘定見積書を混ッ返し居り候内に、俄然右の解散に相成（後略）。

これまで自分たち民黨の人間が、選挙区民の幸福を図ると調子よく口にしてきたのは、「物数奇と党派の功利心」ゆえであり、それは「不敬の振舞」「忠孝の道に外」れたものであり、「御両親始め祖先の位牌や両陛下の御尊影に対し奉り、如何にも恐入りたる次第」である。このように大げさに悔い改めたあと、最後に、「吏権党と喚はるる党派にこそ、却て中正適実の公論が行はるる様相考え候」というセリフで結んだ。

戯文スタイルのこの手紙の主は、民黨派の前代議士「宇首尾突造」である。内容は田舎の両親にあてた無心の手紙であり、同時に、民黨に愛想づかしをした結果こんどの選挙には出ない

ことを知らせたものであった。戯文としてはそれほど才気に富んだ記事ではないが、しかし民党政攻撃のねらいがいかにもむきだしになっているのが興味深く、一面のほぼ半分を取っただけの効果は、十分に現れていた。

このような刺激的な新聞記事の目的は、もちろん政府の意を受けて、選挙戦を早くから政府有利に展開することにあつた。「東京日日」はこの日以後、いくつもこの手のニュースを掲載し、地方の有権者に向けてつぎつぎと無料で送られていった。

ではこの時、肝心の内務省は、25年の仕事始めの日々をどのように迎えたであろうか。これについてはつぎの二つの報道がある。

○白根次官の繁忙 同次官は衆議院解散後は熱心に何事か取り調べ居りて、夜もロクロク寝所に就かず、元旦さへ一室に引籠りて、近親者の他、客は一切出入を禁じ居りし由。何等の調べものにや。

(明25・1・5「読売」新聞)

○内務省の昨今 白根内務次官、小松原警保局長、大森県治局長等は一昨日来本省に出頭せず、日々次官の室に会して何事かを相談し居れり。又、品川大臣も病氣未だ快氣に至らず打臥し居らると云ふ。

(明25・1・9「東京日日」新聞)

いずれのニュースとも、つい見逃しかねないような小さな扱ひである。他の政府要人の動静や他省のニュースとなんの変わりもない。

むしろこの時期、目立つのは民党派の動きである。すでに板垣退助の自由党は、1月5日より遊説に入り、埼玉では聴衆3,000人を集め、2時間にわたって板垣が前議会のてん末を演説した。選挙運動の皮切りとしては大成功であり、演説の途中、警察官の邪魔が入った様子もない。また改進黨にしても、おなじ5日東京で大演説会を開き、田中正造、尾崎行雄、犬養毅といった人気弁士がかわるがわる立って、政府攻撃の論陣をはった。しかしこれまた、官憲から妨害が入ったとの報道もない。

このような新聞紙面から見ると、1月も5日を過ぎたころは、まだまだ緊迫した雰囲気はうかがえない。さすがに先の「読売」の小記事は、内務省の空気がどこことなく異様になりつつあるのを察知した書きぶりだが、それでもものんびりした調子には変わらない。

しかし9日、嵐がそろそろ近づきつつあると、人々に警告するような「国民」新聞の記事が、突然登場した。

「政府果たして総選挙に干渉するや否や。是れ薩長政府特有の疑問にあらずして、総選挙前に於ける国民の疑問也。或は、日く、庫中の廿万金は羽翼を生じて飛べり、或は日く、託宣御用商人に下れり、或は日く、大臣自ら遊説を試むべし、或は日く、高等官官光を頼みとして続々選挙の戦場に赴けり、或は日く、某県には郡長会を開き某の地には署長会議を開けり。是等の報道にして果たして信ずべくんば、政府は果然干渉の方針を一決せしか。否な吾人は其の真偽を知らざる也」

(明25・1・9「国民」新聞 「政府果たして総選挙に干渉するや否や」)

御用商人や高級官吏の出馬、大臣の応援についてはすでにこれまで取り沙汰があつた。しかし、まだ告示前というこの時期、政府がすでに20万円という大金をバラまき、郡長・署長があわただしく会合を持っているというこの「国民」の指摘は、たとえうわさの形をとったとはいえ、衝撃的な報道であつた。

では実際、こうしたきなくさい風評は、どこまで真実だったろうか。まず最も問題の、政府の巨額な選挙資金については、まだこの段階では厚いベールに包まれ、この記事以外の新聞にも言及したものはない。

つぎに郡長会の臨時招集については、すでに東北のある県の例として、「毎日」の報道を紹介した。来るべき選挙でもし民党候補を当選させるようなことでもであると、郡長はクビを覚悟せよという知事の脅しである。もちろんその知事にしても、内務大臣の檄をうけて、自分自身のクビが飛ぶかもしれぬという、切迫感のもと

での訓諭であった。

しかし、知事のこうした露骨な干渉のうわきは、なにも東北の一県に限られたわけではない。のち第二回総選挙をドキュメントとしてまとめた『選挙実録』は、この1月早々という時期のこのような郡長会ニュースを、熊本県・京都府・滋賀県などの例を引いて伝えている。スタイルこそ〈風評〉という体裁だが、内容は非常に具体的であり、あとの第三回議会では、民党の立川雲平がそうした府県を取りあげ政府に迫ったことからみても、真実性は十分に保証できよう。つぎはその中のひとつ、滋賀県のケースである。

日く、滋賀県知事より、郡長に達する書簡の封皮に、特別の二字を大書したるものありて、代理書記と雖も、開封を許さざること癢なりき。或は何事件なるやを疑ふものありしが、此こそ知事が選挙に対して、郡長に訓諭する所のものと知られたり。其の大意は、「総理大臣の意見は、更党を以て国会を組織するに在るを以て、今度の総改選には、郡長、高等官若くは更党に因縁あるものを選挙せしむる様、充分盡力すべし」と云ふにありて、各郡長は其管内を遊説するとき、名を震災事件、及び町村監督に託して、充分に勧誘すべし、との方策を授けられたりと。〔『選挙実録』〕

はじめから脅しといった印象ではないが、それだけ指示は具体的である。おそらく公示直前の時期であろうが、それにしても〈郡長の遊説〉云々というくだりは、このころの地方の状況や雰囲気語って余りがある。

ではいまひとつ、警察署長会議についてはどうであろう。これについては、どの新聞を見ても関係したニュースは見当たらない。ただ先の『選挙実録』は、どことははっきりと書いていないが、ある地方で警察署長が招集され、つぎのように知事が訓令したという話を掲載している。

- 一 民党の集会は、可成干渉すべき事
- 一 民党の集会は、可成保護すべき事
- 一 民党候補者の為に、盡力奔走する者あれば、探偵を尾行せしめ、財産家等をして、

其れを厭ふて、運動の念を絶たしむべき事

一知事は兎狩と称し、又は鳥打と唱へて、時々出張し、管内有志家の家に、休息又は宿泊し、暗に其主人を更党に引込む手筈に付き、何者方へ休息して可なるか、何者の方へ宿泊して可なるか、其主人の性質、身許、及び従来政事上の主義、交際等取調、至急予め申出べき事

こうしたユニークな指示が、果たして実際に出されたかどうかは、それこそ、日本のどこの県でどれ位の回数とうさぎ狩りや鳥打ちが行われたか、ひとつ調べる必要がある。

どちらかといえば、選挙運動はまだ水面下である。ゴールである投票日すら、国民の大部分には知らされていない。

しかし明治25年1月11日、いよいよその布れが出され、翌12日の新聞はいっせいにつぎのような天皇の詔勅を載せた。

「朕帝国憲法第四十五条及衆議院議員選挙法第三十条ニ依り明治二十五年二月十五日ヲ以テ衆議院議員ノ臨時選挙ヲ行フコトヲ命ズ」

これによって第2回総選挙の投票日は、翌2月15日と正式に決定した。11日の公示日から数えると、34日間にわたる選挙戦がいよいよスタートした。ただそうはいっても、この号砲はあくまで形式であり、すでに選挙は中盤ともいえる状況にさしかかっている点は、いまの選挙風景と変わらない。

ところがこの時、現代とはまるで異なった、なんとも不可思議な、珍妙にさえ見える事情が出現した。それは一体だが、最終的に国民の選挙の対象になるかという、最もポイントの問題である。もちろん公示日の前後をはさみ、全国各地で続々と予定候補者が名乗りをあげた。かねてのうわさどおり、すでになじみの前議員や有力新人の人々である。

ではほぼそれだけの顔触れで、第2回総選挙が戦われたかということ、実はそうでない。後世の人間にそのことをはっきりと物語ってくれるのは、公示から4日がすぎた、15日付けの

「東京日日」の報道である。

○東京京橋区は19票で当選か 京橋区には選挙権を有する者227名あり。候補者として打って出でたる面々は、中島、稲田、松尾、風間、山中、黒岩、飯山の諸氏にして、その数の多きこと日本第一と聞こゆ。この勢いにて推し行かば、選挙間際までには、ついに1ダースにも達すべし。もしそれ1ダースに達せんか、平等に投票を分裂せば、僅々19票にて当選し得べしと云ふ。貧乏人の酒盛り割前の少なきは、とかく頭数の多きに限る。

(明25・1・15「東京日日」新聞)

これで見ると、東京第三区の京橋区では、公示直後の候補者はすでに7名を数え、さらに投票日の2月15日までには、あと5名の候補者が予想された。この状況は、京橋区の有権者たちにとっては、最後の最後まで、一体だれに投票したらいいのか、まるで雲の中に置かれたことを示している。

このような混乱は、なにも京橋区だけではない。「東京日日」は前日14日にも、「選挙間際に至るや、意外なる候補者、脱兎の勢ひを以て現われ出で、切羽際の戦争に敵の首を捻じ切ることを決してなしと言うべからず」と書いて、こうした状況が当時相当に一般的であることを示唆した。

もちろん現在の衆議院議員選挙では、こんな奇怪な出来事は起こるはずはない。公職選挙法は、立候補の届け出について、「選挙期日の公示又は告示があった日から2日間」に限ると定めた(86条)。これならば、選挙間際に思いもかけない候補者が登場することもなく、また、はじめの候補者が土壇場になって突然に土俵をおりるといった出来事も生じまい。しかし、こうしたまっとうな立候補のシステムが、〈供託金〉というステップをともなって整えられたのは、明治25年よりずっとあとの、大正14年のことであった。したがって明治の選挙は、候補者の顔触れについては、常にドタバタ騒ぎが付きものであったといえよう。

ちなみに、結果として京橋区最終候補者は、

予想外の4名であり、当選者の最低得票はこれまた予想をずっと外れた68票、二人が同数のため年長の中沢彦吉がようやく代議士の栄誉を獲得した。京橋区民とかれら候補者たちのやきもきぶりは、それこそ胃が痛くなるほどだったにちがいない。

二

明治天皇の選挙開始の詔勅が報じられた1月12日、おなじ「読売」の紙面に、ひとつの小さな記事が掲載された。一見すれば、なんの変哲もない雑報である。しかしあとになって振り返れば、選挙大戦争の開幕を、最初に国民につげた、まことに重みのあるニュースであった。

○品川警察署長選挙人に遊説す 品川警察署長藤崎清秋氏は、本月三日品川町貸座敷頭取を召喚し、更に五日を以て貸座敷中選挙資格あるものを召喚し、今回の選挙に就勧告する所ありしより、前代議士高木正年氏は去る八日警視総監園田安賢氏を其官邸に訪ひ、第十二区の議員選挙に警察官の干渉するは如何なる訳なるやと質問したるに、園田氏は斯ることのあるべしとは思わざれども猶ほ篤と取り調べ置くべしと答へたれば、高木氏は、藤崎氏が去る四日品川町観桜館にて放言したること等を述べて帰りたり。然るに藤崎氏は翌九日に至り、公式の状を発して高木氏を召喚し、「昨日は警視総監に面会して警察官が選挙の事に干渉する様に述べられたる由なれども、品川警察署長藤崎清秋の資格にてせしにあらざ、一個人藤崎清秋が国家の為に選挙の方針を人々に注意したる迄なり」との旨を答弁せり。

(明25・1・12「読売」新聞)

これによると、品川の警察署長は、管轄内の貸座敷業者を特別に集めて、今回選挙の投票の行方を強力に指示した。それを聞きこんだ民党の前代議士が警視総監に抗議すると、さっそくその代議士を警察に呼んで、そのことは一個人の資格でしたことだと、逆に脅しにかかったと

いう。

新聞ではこれだけの報道であったが、のち『選挙実録』はこのときの二人のやりとりを、忠実に再現してみせた。それによると、ミニ品川弥二郎といった警察署長は、つぎのように居丈高に切り出したという。

「自分が個人としてそういう行動をとったのは、民党議員が、議会において過激に政府案に反対した結果こんどの解散になったものであるから、ふたたび前議員を出せば、またおなじ混乱になると思ったまでだ。だから、新議員を当選させるのは、すなわち国家のために利益なのである。自分は、あなた個人を憎むのではない。あなたが議員として、民党として、議会でやった行為を憎むのである。この区では、平林氏こそ、もっとも適当な人物であり、その点をけつして誤らないよう、ひとびとに話したまでだ」

署長の理屈は、このときの政府からの受け売りそのものであったのは、いうまでもない。これに対し前代議士は、なんともまっとうすぎるほどの論理で切り返した。

「貴下のおっしゃることについては、別にここで論争するつもりはない。ただ、もし警察官や郡長がそうして選挙に干渉し、政府と反対意見の者をしりぞけるなら、かりにこの先、内閣が替わると、事務官はおろか属官まで、すべて首を切らねばならない。政治の論争は、事務官以下のひとびとが干渉すべきではなく、まして警察官は自由安固をつかさどる立場である。それが勝手な自分の政治思想で、実際に、公私の区別ない威力を借りて運動するなら、国民はいったいどのようにして、自由の正当な保護が得られるというのか！」

悲鳴に近いような代議士の言葉にも、この勇ましい警察署長が少しもこたえなかった様子は、このあと、

「貴下は、平生交際の無いひとびとにも、そう説いてまわっているのか？」という質問にも、「つとめてひとびとにはそう説明している」と、平然とかれはそう答えていることからわかる。

この出来事ののちも、署長の選挙干渉はさら

にエスカレートし、警察丸がかえで御用壮士を雇い入れ、品川区の民党派は散々にけ散らされた。その効あってこの12区の選挙結果は、署長推薦候補が倍近い差で前代議士に圧勝することになるが、そのくだりはまた後述する。

ところで、このエピソードに登場した「一個人の資格……」という警察署長のセリフは、なにもこの署長だけのユニークな発想ではない。これこそ当時政府側にたつて選挙干渉に動いた官吏たちの、決まり文句であった。選挙後の第三議会で、この出来事を追求した島田三郎は、はじめ代議士が警視庁に抗議に出向いたさいも、「一個人の資格でしていることだから止めるわけにはいかぬ」と、総監自身そういったと暴露している。また高知でも、警察官の干渉事件について、知事がそっくりおなじ返答をした記録があり、してみるとアイデアの出所は内務省で、このような問答集を選挙マニュアルとして、当時いっせいに配布したときえ推測できる。

だが、それにしても、一個人という立て前をとりさえすれば、たとえ官吏であっても干渉は許されるという発想は、もはや言い逃れの域を越えて、堂々たる居直りとしかしいようがあるまい。さきの島田三郎は、もしもこんな言いわけが通るなら、裁判官は家に帰って袴を取りさえすると、いまかかっている裁判の弁護人のアルバイトもでき、また内閣総理大臣も、職務以外の時間に商売人に早変わりできるではないか、と厳しく糾弾した。一個人云々といった言葉は、「小児ヲ斯克ベキモ、感覺アリ智識アル立憲政体ノ人民ニ言フベキコトデハナイ」、血迷ったセリフだというのが、このときの島田の追求である。

しかしたとえ血迷ったにしても、すでにこの時、前代議士相手に、警察署長が堂々とそれを言っただけのけられる状況が、そろそろ出来あがりつつあったことだけはたしかであった。

1月14日、「読売」新聞の第一面にいささか奇妙な記事が登場した。ことは選挙干渉の本質に迫るといった、大仰なものではない。しかし

出てくる人間は当時いずれも有名な人々であり、内容のくだらなさがかえって読者の興味を呼んだ。

○農商務大臣秘書官の投書に就いて 農商務省秘書官は読売新聞に質すと題し、左の如き投書を府下の各新聞社に投じたり。依て我社の瀬川光行は之が答弁書を草して、府下の各新聞社に其の掲載を依頼せり。該答弁書を亦た次ぎに掲載したれば、読者請ふ、之れを判せよ。

本日発兌の読売新聞に「農商務大臣秘書官に質す」と題し、去る五日発兌の読売新聞雑報中、議員選挙に関する各大臣の決心と題せし事項中、農商務大臣に関する分並に陸奥大臣窃に板垣伯を訪問すと題せし一項に関し、本官より事実無根に付取消御請求に及び、貴社に於て取消相成候処、右は事実無根なるが為に取消たるに非らず、事実確証に有之趣、御記載相成候。果して貴社に於て確証を有せらるる儀に候はば、速に其証拠を示され度候。此段及御請求候也。

明二五年一月九日 農商務大臣秘書官
日就社御中

ことの発端は、数日前に「読売」記者の書いた記事にあった。それによると、陸奥大臣は先日ひそかに板垣退助を訪問し、その帰り板垣の家人にむかって「お見受けすれば茶器その他ずいぶんとご不自由のようす、拙者方に種々の器具類がたくさんありますゆえ、ご遠慮なくお申しお越しください」と、そうしゃべったという。

たしかにこれが記者の一方的な創作だったとすれば、陸奥側がそれこそ告訴だと意気まいたのも無理はなかった。なにしろ当時の政局は、微妙といえ、この上ない微妙な時期である。それを退職大臣が率先して、しかも相手であろうことか、民党首領たる板垣を、それもたかが茶器類で買取にかかったというのであった。〈買取〉とは、もちろんそうはつきりと記事に出ているわけではない。しかし当時の事情を思い合わせると、読む者は当然その方向で判断しよう。だからこそ陸奥のほうも、秘書官を立て

て反撃に出たのである。

さてこれに対し、この日おなじ「読売」紙上で、つぎのように瀬川なにかしという記者は再反論した。

「我が読売新聞が曾て其紙上に掲載せる、陸奥大臣窃に板垣伯を訪問すと題し記載せる事項は、全く疑なき事実にして（中略）拙者再応板垣伯爵家中の人に確めたり。農商務大臣秘書官、若し之を怪まば、希くは麻布今井町なる同伯爵の家中に就て尋ねられたし。謹んで答弁す。

確かに大臣はそういった。なんなら板垣宅へ出向いて確かめるがよい。ここまで来ると、「言った言わない」の口げんかの次元も、関係者が大物であっただけに、かえって読者の関心を一層ひきつけたことであろう。

ただ話はそこまでである。翌日以後、この事件の続報は絶えてあらわれない。おそらく陸奥側にしても、これ以上ことを大きくしてやぶへびになってはと、振り上げたこぶしもやむなく下ろしたものと思われる。また他の新聞にしても、14日付けの「東京日日」が、

「農商務大臣秘書官更に質するところあれ。曖昧模糊の間に事実を没するは、士君子の為さざるところなり」

と、なんとか火を煽ろうとした程度で、どうやらこの騒動は、民党がいくらか点をかせいだという結果で落ち着いた。いくらかというのは、たしかに陸奥がそういう申し出をしたとしても、それは心から板垣の貧乏を哀れんだゆえと、むしろ陸奥の人柄のよさを証明したと受け取れる余地もあったからである。

このように新聞を使つたいわばゲリラ的戦法という点では、この前哨戦の時期、さらにひとつ見落とせない記事が登場する。しかもそれが「読売」の記事が出た翌々日であり、載せたのが「東京日日」とくれば、これはあきらかに政府派のまきかえしだと、かんぐることもできた。つぎはそのニュースの全文である。

○運動費の出所 民党と自称する某党の首領は、運動費の出所に苦み、其々の大金穴に向つて融通を懇願したれど、以前は兎も

角唯今では赤の他人、黄色い物も白い物も青い物もお貸し申すべき謂はれなしと勿ね附けられ、さまざまに苦心した末、今度はズッと方角を変へ、モリエンチースとかいふ外人を抱き込み、長崎在留の仏国カトリック教の主教某より五万円を借り受け、ようやく選挙争ひの兵糧を子分の面々に与へたるよし。然るに此の金を借るにつきては、其の報酬として、自党の勝利を得たる時は、同教に特別の保護を与ふるとの条件付の者なりとか、水に溺る時は魔鬼の手にも縋る、異なる哉。(投書)

(明25・1・16「東京日日」新聞)

民党の首領といえ、自由党の板垣退助が改進黨の大隈重信である。ところがこれは、あとの史料からわかるが、大隈を指していた。つまりその大隈が、選挙資金に行きつまったあげく、カトリック教会から5万円という大金を受取り、その見返りに、選挙が民党の勝利となった場合は特別の保護をカトリック教会に与えると約束したという内容であった。

たしかにこの報道が事実なら、当時の日本国民に相当な衝撃を与え、民党非難の声がそれこそ一度に上がるはずであった。なにしろ日本は、文明開化の道をえらんだとはいふものの、その最初の布告に、殺人強盗行為の禁止とならんでキリスト教禁止の札を全国各地の村々に立てたほどである。徳川300年のあいだに培われた、キリスト教を邪教として排斥する風潮は、明治を20年以上すぎたこのころでも、まちがいに国民の一部に根強く残っていた。だからこそ、こうした記事が選挙戦術のひとつとして用いられ、〈魔鬼〉云々といったどぎつい表現も、平気で使われたものであろう。

ともあれこのセンセーショナルなニュースは、「東京日日」以外にも、「東京新報」「経世新報」といったあきらかに政府派と見られた新聞や、このころ改進黨メンバーがいっせいに退社した「朝野」新聞にも、まったく同日そろって掲載された。反民党のキャンペーンであったことは疑いない。

さすがに一両日は、民党派の新聞は鳴りをひ

そめた。しかし3日後、「国民」新聞が、が然反撃に出る。

○反問苦肉の謀 例の如く東京日々を初として東京新報、朝野新聞、経世新報などうちそろって奇怪なる雑報を載す。日く民党の某首領、運動費五万円を長崎にあるカソリックの宣教師より借ると。反問苦肉の謀ばかりなり。此節柄、事を外人に託して、保守的攘夷的精神を鼓舞し、以て民党に当らしめ、己は高見に見物せんとする策士ある世の中、浮かとは信ずべからず。況してカソリックの宣教師が五万円の大金を政治的の目的に使用し得べしと信ずるが如きは、拋所なきの言のみ。

(明25・1・19「国民」新聞)

デマの流し手側の魂胆が、選挙民に〈攘夷的精神〉を鼓舞して、民党から遊離させる目的にあると、そう指摘した点では「国民」は正しい。しかし、声だけは荒げて、この記事はいささか説得力不足である。「浮かとは信ずべからず」といい、また「拋所なきの言のみ」と結んだあたりは、つまり言葉だけの反撃であり、具体的に反証をあげて立ち向かったものではなかった。この程度なら、内容の衝撃性で、まだまだ政府側が有利である。

だが民党派が、このときすぐに十分な巻き返しが図れなかったのも、それなりの理由が存在した。というのは、かりに大隈が弁明のコメントを出すとしても、「東京日日」の書き方が「某党の首領」であり、かえって痛くもない腹を探られる。その上、記事の書き手は、「日日」記者ではなく、何者かの「投書」というスタイルである。投書であれば、新聞社には直接の責任はないと、逃げることもできよう。実際、「東京日日」は、しばらくの間は、読者からの抗議をそうやって鼻であしらった。いうならば問題の記事は、明治の新聞史に特筆できるほど、すぐれた謀略記事であったといえよう。

三

このままで終わると、民党派は大きなダメー

ジを受けたまま、選挙戦の中盤を迎えねばならなかったであろう・

ところが1月22日、突然意外な形でこの問題に決着がついた。その日「東京日日」は、4面下段につきのような記事を掲載した。

○取消 貴社新聞去る16日の紙上に、運動費の出所と題し、民党の首領某氏、政治上運動費として在長崎カトリック教の司教某より金5万円借り受け云々の投書御掲載に相成候得共、右は素より何者かの捏造せる無根説にして、敢て齒牙に懸くるに足らざる件なれば、之を信ぜざる人多き筈なれども、疑心暗鬼の世の中、軽信者亦た尠からざる可くと存候間、右早々御取消相成度、此段為念及請求候也。

1月20日 築地天主教会事務所
日々新聞社御中

金をもらったとする民党側の反論ではない。金を出したと書かれた、カトリック教会からの抗議であった。ただしこの日の「東京日日」は、この抗議文を載せたにとどまり、説明や釈明のコメントはなにひとつつけ加えなかった。おそらく、弁解を求められた時には、なにあれば投書記事であり責任を取るほど大げさなものではないと、返答を用意していたのかもしれない。が、それはともかくこの日以後、民党派の新聞も別に追求の記事を書くわけでもなく、どうやらことはカトリック教会からの抗議だけで決着した。判定すれば、この怪聞でポイントをかせいだのは、やはり政府側であったといえる。

ところでこの一件については、いますこし詳しくフォローした記事を、『選挙実録』が書いている。それによると、「東京日日」の記事が出た後、「大分」新聞の記者がすぐに長崎に飛び、どうやら5万円の送り手とされたカトリック主教に、緊急インタビューをした。主教の名は、記事にあるモリエンチースではなくオリエンチースだが、この主教以外に当てはまるような人物は、長崎にはいない。そのオリエンチース主教の語はこうである。

自分は大隈と逢ったこともなければ、手紙のやりとりをしたこともない。日本の政治家との

面識はだれもないが、ただ明治18年頃、船旅で井上角五郎なる人物と知りあい、名刺の交換をした記憶がある。しかしそれにしても、外国人で、しかも宗教者の自分たちが、日本の政治に口ばしを入れるはずもなく、今回のことはなにひとつ心当りが無い。

そう断言したあと、

「とにかくこのことについては、身に覚えがなく、濡れ衣をきせられ名誉を害されたのだから、裁判所に訴えるつもりです。ですからあなたの新聞にもぜひそのことを書いておいてください」と、いきどおりの口調で主教は言葉を結んだ。

話の中の井上角五郎は、国会開設前は自由民権家として活躍し、晴れの代議士となったあとは、先頭きって明治政府の側に立ち吏権隊長と呼ばれた人物である。もしこの角五郎が、たった一度、それも数年以上も前に逢っただけのカトリック主教の名を持ち出して、この25年選挙にデマ記事を捏造したとしても不思議はない。おそらく『選挙実録』の筆者も、そのあたりを匂わせて、わざわざかれの名を記録したものとと思われる。

四

怪聞ラッシュはまだまだ続く。

「東京日日」がカトリック教会の抗議文を掲載した翌日、今度は「国民」新聞が、「吏権党の窮策」と題して当時ひろまっていた二つの怪聞を取りあげた。

まず一つは、〈解散〉のうわさである。これは、もしかりに今度の選挙で民党が過半数を占めたなら、天皇の詔勅がただちに出て、議会はふたたび解散するという内容であった。

松方内閣がはじめて解散を実行した際、山県はわざわざ激励の手紙を送り、あと何度解散があっても結構だと、民党粉碎の強硬策を示した。政府の多数がそれに同調する意見であったことは、まずまちがいない。

しかしすでに、選挙戦が渦中に入ったこの時期、このような解散の脅しは、一体なにをねら

いとし、まただれを対象としてばらまかれたのであろうか。これについて「国民」記者は、つぎのように推測する。

「是れ実に民党をして其気を沮喪せしめ、国民をして議会の頼むに足らぬとの感覚を起こさしむる策略に出でたるものなり。即ち仮令金を費し、力を盡して選挙に勝ちたりとて、直に解散せらるれば辛勞損のクタブレ儲けなりとの感を民党に吹き込み、又た一方には、民党を頼みにし、議会を宛にして骨を折りて民党を出しても、直に解散せられては水の泡、何の効能なきなり、議会を宛にし民党を頼みにして国民の実利を計らんとするも、到底ダメなりとの感を、国民に吹込むの窮策なり」

(明25・1・21「国民」新聞)

民党のやる気をそぐと同時に、選挙民に向かって民党派には投票しないよう、間接に圧力をかけた策略である。記者はそのように、このうわさにかみついた。

たしかにこの当時、〈解散〉という語の響きが、議会の紛糾とその後の選挙の混乱を、国民にイメージさせるものであったとすれば、記者の断定は、けっして裏読みの過ぎたものではない。民党候補に投票すれば、すぐまた混乱の時間になると脅されれば、有権者の動揺も十分に予想できる。民党指導者がキリスト教会に買収されたという刺激的な謀略ではないが、それだけ持続的な効果が期待できよう。

ではそのねらいどおり、この怪聞で一気に政府派が、選挙戦で優位に立ったかといえ、実はそうともいえなかったらしい。このあたりは「国民」記者の表現を借りると、「一時は狼狽せし向きもありしも、今は解散脅嚇の効能、万金丹一粒程もなきに到りたる」であり、民党のやる気もまたすぐに盛り返した様子うかがえる。

となれば、次なる怪聞の製造である。右図の『団々珍聞』の絵は、1月はおろか、すでに選挙も終わり第三議院が開かれたところに描かれたものである。しかし同じ内容のうわさは、すでに選挙戦中盤から広まり、民党追い落としに使

われていると、「国民」新聞は書いた。

ではいったい、この〈ケンパウ中止〉すなわち憲法中止とは、具体的にどのような状況を想定し、なにをねらいとして登場したうわさであったか。さきに解散の風説を斬った「国民」記者は、同じ記事の中で、この〈憲法中止〉の怪聞を弾劾する。



『団々珍聞』明45.4.2 第851号

「更に憲法中止とか憲法停止とか、国民をして民党を挙ぐる時は、遂に此の如き不始末に到るといふことを感ぜしむる、最も窮したる、最も拙なる策を講ずることとはなれり」

たしかに明治25年という時期においては、いまから考える以上に、このうわさは衝撃的だったにちがいない。なにしろ日本は、立憲国家となってまだようやく3年目であり、その効果として国会が開かれたのは、わずか1年ちょっと前の出来事であった。〈民選議院設立〉の建白書を片岡健吉らが政府に出したのは明治7年であるから、実に15年間、国民が待ち望んでようやく手に入れた政治のスタイルであった。

憲法そしてその下での国民議会—いくなればこれこそ〈御一新〉であり、〈万機公論に決すべし〉の中身ではなかったか。「国民」記者が、「最も窮したる」といい「最も拙なる策」だと吐き捨てるようにいった裏には、このような万感の思いと、歴史の針をふたたび逆もどりさせんとする、黒い影を見てとったからである。だからこそ記者の反駁も、一段とオクターブが高くなる。

「然れども、憲法中止にせよ停止にせよ、憲法に無き事にして、天日の存ずる間、地球の回転する間は決してその斯の如きことある可らず。吾人は、国民が決して此の風説に誤ら

れざるを信ぜんと欲す」

反発もここまで調子が高くなると、たかが風説でありだれが言ったとも分からぬうわさではないかと、皮肉の気持もなくなるであろう。太陽がある間、地球が回っている間は、そんなことが起こるはずがない。こうしたオーバーな表現の底には、当時の人々の立憲政治に寄せた熱い思いが、まちがいなく感じとれる。

だが一方では、うわさの作者について、その腕の確かさに感嘆せざるをえない。国民の憲法や議会政治に寄せる念が、強ければ強いほど、それがストップするといううわさは、実に効果的であった。そのあかつきには、もはや選挙どころではない。議会そのものが泡のごとく消えて、日本の政治は、また明治22年以前に逆もどりしてしまう。こうした状況を想定するだけで、選挙運動に踏み出した足も、きつと萎えてしまうであろう。有権者の気をそぐ点では、これは解散のうわさ以上である。しかも都合のよいことに、はたしてそんなことが起こるかどうかはまったくの別問題で、ただうわさとして流すだけでいいのだ。

実際、憲法となればことは天皇にかかわる問題であり、それを云々することは、それこそ〈不敬〉の行為だと、逆に民党派から攻撃を受けるおそれがあった。だれがそれを口にしたかと、最初に名指されることは、相当の覚悟を必要としたのである。先の『団々珍聞』も、憲法中止のうわさだけが飛びかって、だれがその張本人か、なかなか見つからない様子を風刺した凶である。ところが総選挙が終わったあと、つぎのように「東京朝日」は犯人らしき人物を指摘した。

政府部内就中薩州派連中に、憲法中止論を唱ふるものありとは曾て聞きて報ぜし所なれど、真逆に公言して此の説を貫かんとするものあるべしとは思はざりしに、此頃、露国駐在特命全権公使なる西徳二郎氏は、右憲法中止の建議を為したりとの説あり。

(明25・3・21「東京朝日」新聞)

だがその西徳二郎にしても、6日後の「東京

日日」で、まったく事実無根だと否定のコメントを発表した。そのあわてぶりからみても、よほどこの問題が重大であり、うわさの作り手にしても慎重に身を隠す必要があったかがわかる。

ともあれ〈解散〉にしても〈憲法中止〉にしても民党派が必死になって、そのうわさの火を消しにかからねばならぬほど、巧妙に作られた怪聞であった。しかしそれは同時に、日本の近代化がようやく始まったばかりであり、まだまだ底も浅く、いつもの専制の時代にもどるかも知れぬという不安が、国民の胸中どこかに存在したのを見事についていた。ただいづれのうわさとも、仕掛けた側の期待以上には、選挙の情勢を大きく転換させはしなかった。それを実現するかに見えたのは、やはり直接的・物理的な手段であり、はっきりと眼に見える形で用いられた選挙干渉である。

この章に取りあげた、新聞を使っての中傷や怪しげな風説が、一定の効果をもつ時期は、そろそろ過ぎようとしていた。これから先は、ただただ力の行使であり、どれだけ現実に身体をはって戦えるかである。「世界無比の選挙競争」(明25・2・17「東京朝日」と、のち回顧されるほどの壮烈な選挙戦は、いよいよ問題の第2ラウンドへと入った。